

第 6 2 号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和 2 4 年八王子市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

- 1 (略)
2 閲覧手数料

	事務	名称	金額
1～4	(略)	(略)	(略)
5	(略)	(略)	(略)
6	森林法（昭和26年法律第249号）第191条の4第1項に規定する林地台帳の閲覧	林地台帳閲覧手数料	1回、1件につき 450円
7	(略)	(略)	(略)

3 (略)

4 申請手数料

(1)～(10) (略)

(11) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項

改正前

別表（第2条関係）

- 1 (略)
2 閲覧手数料

	事務	名称	金額
1～4	(略)	(略)	(略)
5	(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)	(略)

3 (略)

4 申請手数料

(1)～(10) (略)

(11) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項

			に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法 第87条の4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額) (1)・(2) (略)
2	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法 第87条の4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額) (1)・(2) (略)

備考

			に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法 第87条の2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額) (1)・(2) (略)
2	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法 第87条の2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額) (1)・(2) (略)

備考

1・2 (略)

(12)・(13) (略)

(14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの㍿、(1)のイの㍿又は(1)のウの㍿に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの㍿又は(2)のイの㍿に掲げる額）（申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該

1・2 (略)

(12)・(13) (略)

(14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの㍿、(1)のイの㍿又は(1)のウの㍿に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの㍿又は(2)のイの㍿に掲げる額）（申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該

			昇降機一基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) (1)・(2) (略)				昇降機一基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) (1)・(2) (略)
2	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、1の項(1)のアの㍿から㍿まで、(1)のイの㍿から㍿まで又は(1)のウの㍿から㍿までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、1の項(1)のアの㍿、(1)のイの㍿又は(1)のウの㍿に掲げる額)、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、1の項(2)のアの㍿から㍿まで又は(2)のイの㍿から㍿までに掲げる額(当該	2	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、1の項(1)のアの㍿から㍿まで、(1)のイの㍿から㍿まで又は(1)のウの㍿から㍿までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、1の項(1)のアの㍿、(1)のイの㍿又は(1)のウの㍿に掲げる額)、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、1の項(2)のアの㍿から㍿まで又は(2)のイの㍿から㍿までに掲げる額(当該

			住宅が一戸建ての住宅の場合においては、1の項(2)のアの(ア)又は(2)のイの(イ)に掲げる額) (申請に併せて法第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法 第87条の4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
3・4	(略)	(略)	(略)

(15) (略)

(16) 建築基準法(以下この号において「法」という。)関係

	事務	名称	金額
1	法第6条第4項(法第87条第1項において準用する場合を含む)	確認申請手数料	確認申請手数料の額は確認申請1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げ

			住宅が一戸建ての住宅の場合においては、1の項(2)のアの(ア)又は(2)のイの(イ)に掲げる額) (申請に併せて法第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法 第87条の2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
3・4	(略)	(略)	(略)

(15) (略)

(16) 建築基準法(以下この号において「法」という。)関係

	事務	名称	金額
1	法第6条第4項(法第87条第1項において準用する場合を含む)	確認申請手数料	確認申請手数料の額は確認申請1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げ

む。)の規定に
基づく建築物に
関する確認の申
請に対する審査

る額(申請に係る計画に法第6
条の3第1項ただし書の規定に
基づき、構造計算に関する高度
の専門的知識及び技術を有する
者として国土交通省令で定める
要件を備える者(以下「特定建
築基準適合判定資格者」とい
う。)である建築主事が、建築
基準法施行令(以下この号にお
いて「令」という。)第9条の
3の規定による特定構造計算基
準又は特定増改築構造計算基準
に適合するかどうかの審査(以
下「特定建築基準適合審査」と
いう。)をする部分が含まれる
場合においては当該部分ごとに
2の項に掲げる額の手数を加
えた額、法**第87条の4**に規定
する昇降機に係る部分が含ま
れる場合においては当該昇降機1
基について3の項又は4の項に
掲げる額の手数を加えた額)

30平方メートル以内のもの
5,600円

30平方メートルを超え、1
00平方メートル以内のもの
9,400円

100平方メートルを超え、
200平方メートル以内のも
の

14,000円

200平方メートルを超え、

む。)の規定に
基づく建築物に
関する確認の申
請に対する審査

る額(申請に係る計画に法第6
条の3第1項ただし書の規定に
基づき、構造計算に関する高度
の専門的知識及び技術を有する
者として国土交通省令で定める
要件を備える者(以下「特定建
築基準適合判定資格者」とい
う。)である建築主事が、建築
基準法施行令(以下この号にお
いて「令」という。)第9条の
3の規定による特定構造計算基
準又は特定増改築構造計算基準
に適合するかどうかの審査(以
下「特定建築基準適合審査」と
いう。)をする部分が含まれる
場合においては当該部分ごとに
2の項に掲げる額の手数を加
えた額、法**第87条の2**に規定
する昇降機に係る部分が含ま
れる場合においては当該昇降機1
基について3の項又は4の項に
掲げる額の手数を加えた額)

30平方メートル以内のもの
5,000円

30平方メートルを超え、1
00平方メートル以内のもの
9,000円

100平方メートルを超え、
200平方メートル以内のも
の

14,000円

200平方メートルを超え、

			<p>500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの 35,000円</p> <p>1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの 49,000円</p> <p>2,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 146,000円</p> <p>10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以内のもの 249,000円</p> <p>50,000平方メートルを超えるもの 474,000円</p> <p>ア～エ (略)</p>				<p>500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの 34,000円</p> <p>1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの 48,000円</p> <p>2,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 140,000円</p> <p>10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以内のもの 240,000円</p> <p>50,000平方メートルを超えるもの 460,000円</p> <p>ア～エ (略)</p>
2	(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(略)
3	法第6条第4項の規定に基づく昇降機（ 法第87条の4 に規定するものに限る。）又は 法第87条の4 にお	建築設備の設置に関する確認申請手数料	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 9,600円</p> <p>小荷物専用昇降機1基につき 4,300円</p> <p>昇降機以外の建築設備1件につき</p>	3	法第6条第4項の規定に基づく昇降機（ 法第87条の2 に規定するものに限る。）又は 法第87条の2 にお	建築設備の設置に関する確認申請手数料	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 9,000円</p> <p>小荷物専用昇降機1基につき 4,000円</p> <p>昇降機以外の建築設備1件につき</p>

	いて準用する法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（4の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査			<u>9,600円</u>					<u>9,000円</u>
4	法第6条第4項の規定に基づく昇降機（ 法第87条の4 に規定するものに限る。）又は 法第87条の4 において準用する法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 小荷物専用昇降機1基につき 昇降機以外の建築設備1件につき	<u>5,400円</u> <u>3,300円</u> <u>5,400円</u>	4	法第6条第4項の規定に基づく昇降機（ 法第87条の2 に規定するものに限る。）又は 法第87条の2 において準用する法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 小荷物専用昇降機1基につき 昇降機以外の建築設備1件につき	<u>5,000円</u> <u>3,000円</u> <u>5,000円</u>

5	法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（工作物を築造する場合（6の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	工作物の築造に関する確認申請手数料	1件につき 8,500円
6	法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	1件につき 4,300円
7	法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する	完了検査申請手数料	完了検査申請手数料の額は完了検査申請1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出

5	法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（工作物を築造する場合（6の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	工作物の築造に関する確認申請手数料	1件につき 8,000円
6	法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	1件につき 4,000円
7	法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する	完了検査申請手数料	完了検査申請手数料の額は完了検査申請1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出

完了検査（10の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査

した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、8の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）

30平方メートル以内のもの
11,000円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
12,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
16,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
23,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
37,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
52,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
124,000円

完了検査（10の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査

した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、8の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）

30平方メートル以内のもの
10,000円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
12,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
16,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
22,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
36,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
50,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
120,000円

			<p>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;"><u>199,000円</u></p> <p>50,000平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>396,000円</u></p> <p>ア・イ (略)</p>				<p>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;"><u>190,000円</u></p> <p>50,000平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>380,000円</u></p> <p>ア・イ (略)</p>
8	<p>法第7条第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）又は法第87条の4において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（11の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査</p>	<p>建築設備の設置に関する完了検査申請手数料</p>	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 13,000円</p> <p>小荷物専用昇降機1基につき <u>8,600円</u></p> <p>昇降機以外の建築設備1件につき 13,000円</p>	8	<p>法第7条第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）又は法第87条の2において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（11の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査</p>	<p>建築設備の設置に関する完了検査申請手数料</p>	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 13,000円</p> <p>小荷物専用昇降機1基につき <u>8,000円</u></p> <p>昇降機以外の建築設備1件につき 13,000円</p>
9	<p>法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請</p>	<p>工作物の築造に関する完了検査申請手数料</p>	<p>1件につき <u>9,600円</u></p>	9	<p>法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請</p>	<p>工作物の築造に関する完了検査申請手数料</p>	<p>1件につき <u>9,000円</u></p>

	に対する審査				に対する審査		
10	<p>法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請（当該申請が法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。11の項において同じ。）に対する審査</p>	<p>中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料</p>	<p>完了検査申請手数料の額は完了検査申請1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、8の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>30平方メートル以内のもの 9,900円</p> <p>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 36,000円</p> <p>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	10	<p>法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請（当該申請が法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるもの）に対する審査</p>	<p>中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料</p>	<p>完了検査申請手数料の額は完了検査申請1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、8の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>30平方メートル以内のもの 9,000円</p> <p>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 35,000円</p> <p>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>

			<p style="text-align: right;"><u>49,000円</u></p> <p>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;"><u>115,000円</u></p> <p>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;"><u>186,000円</u></p> <p>50,000平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>383,000円</u></p> <p>ア・イ (略)</p>				<p style="text-align: right;"><u>47,000円</u></p> <p>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;"><u>110,000円</u></p> <p>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;"><u>180,000円</u></p> <p>50,000平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>370,000円</u></p> <p>ア・イ (略)</p>
1 1	法第7条第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき</p> <p style="text-align: right;"><u>13,000円</u></p> <p>小荷物専用昇降機1基につき</p> <p style="text-align: right;"><u>8,400円</u></p>	1 1	法第7条第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき</p> <p style="text-align: right;"><u>12,000円</u></p> <p>小荷物専用昇降機1基につき</p> <p style="text-align: right;"><u>8,000円</u></p>
1 2	法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料	<p>中間検査申請手数料の額は中間検査申請1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、13の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>30平方メートル以内のもの</p>	1 2	法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料	<p>中間検査申請手数料の額は中間検査申請1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、13の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>30平方メートル以内のもの</p>

9,900円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
11,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
15,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

21,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

34,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

46,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

104,000円

10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの

167,000円

50,000平方メートルを超えるもの

341,000円

9,000円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
11,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
15,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

20,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

33,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

45,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

100,000円

10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの

160,000円

50,000平方メートルを超えるもの

330,000円

1 3	法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）又は法第87条の4において準用する法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査	建築設備に関する中間検査申請手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 12,000円 小荷物専用昇降機1基につき 8,300円 昇降機以外の建築設備1件につき 12,000円
1 4	法第88条第1項において準用する法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査	工作物に関する中間検査申請手数料	1件につき 9,100円
1 5	法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき 126,000円

1 3	法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）又は法第87条の2において準用する法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査	建築設備に関する中間検査申請手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 12,000円 小荷物専用昇降機1基につき 8,000円 昇降機以外の建築設備1件につき 12,000円
1 4	法第88条第1項において準用する法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査	工作物に関する中間検査申請手数料	1件につき 9,000円
1 5	法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき 120,000円

	仮使用の認定の申請に対する審査				仮使用の認定の申請に対する審査		
16	法第18条第3項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	計画通知手数料	<p>計画通知手数料の額は、計画通知1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに17の項に掲げる額の手数料を加えた額、法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>30平方メートル以内のもの 5,600円</p> <p>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 9,400円</p> <p>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>	16	法第18条第3項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	計画通知手数料	<p>計画通知手数料の額は、計画通知1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに17の項に掲げる額の手数料を加えた額、法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>30平方メートル以内のもの 5,000円</p> <p>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 9,000円</p> <p>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>

			<p>の</p> <p>19,000円</p> <p>500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの</p> <p>35,000円</p> <p>1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの</p> <p>49,000円</p> <p>2,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの</p> <p>146,000円</p> <p>10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以内のもの</p> <p>249,000円</p> <p>50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>474,000円</p> <p>ア～エ (略)</p>
17	(略)	(略)	(略)
18	法第18条第3項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）又は法第87条の4において準用する法	建築設備の設置に関する計画通知手数料	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき</p> <p>9,600円</p> <p>小荷物専用昇降機1基につき</p> <p>4,300円</p> <p>昇降機以外の建築設備1件につき</p> <p>9,600円</p>

			<p>の</p> <p>19,000円</p> <p>500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内のもの</p> <p>34,000円</p> <p>1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの</p> <p>48,000円</p> <p>2,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの</p> <p>140,000円</p> <p>10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以内のもの</p> <p>240,000円</p> <p>50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>460,000円</p> <p>ア～エ (略)</p>
17	(略)	(略)	(略)
18	法第18条第3項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）又は法第87条の2において準用する法	建築設備の設置に関する計画通知手数料	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき</p> <p>9,000円</p> <p>小荷物専用昇降機1基につき</p> <p>4,000円</p> <p>昇降機以外の建築設備1件につき</p> <p>9,000円</p>

	第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（建築設備を設置する場合（19の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査				第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（建築設備を設置する場合（19の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査		
19	法第18条第3項の規定に基づく昇降機（ 法第87条の4 に規定するものに限る。）又は 法第87条の4 において準用する法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 5,400円 小荷物専用昇降機1基につき 3,300円 昇降機以外の建築設備1件につき 5,400円	19	法第18条第3項の規定に基づく昇降機（ 法第87条の2 に規定するものに限る。）又は 法第87条の2 において準用する法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 5,000円 小荷物専用昇降機1基につき 3,000円 昇降機以外の建築設備1件につき 5,000円

20	法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画（工作物を築造する場合（21の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	1件につき 8,500円
21	法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画（適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画通知手数料	1件につき 4,300円
22	法第18条第17項の規定に基	工事完了通知手数料	工事完了通知手数料の額は、工事完了通知1件につき、次のア

20	法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画（工作物を築造する場合（21の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	1件につき 8,000円
21	法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画（適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画通知手数料	1件につき 4,000円
22	法第18条第17項の規定に基	工事完了通知手数料	工事完了通知手数料の額は、工事完了通知1件につき、次のア

づく建築物に関する工事完了（25の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査

及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、23の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額）

30平方メートル以内のもの
11,000円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
12,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
16,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
23,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
37,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
52,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

づく建築物に関する工事完了（25の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査

及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、23の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額）

30平方メートル以内のもの
10,000円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
12,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
16,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
22,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
36,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
50,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

			<p style="text-align: right;"><u>124,000円</u></p> <p>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;"><u>199,000円</u></p> <p>50,000平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>396,000円</u></p> <p>ア・イ (略)</p>				<p style="text-align: right;"><u>120,000円</u></p> <p>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;"><u>190,000円</u></p> <p>50,000平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>380,000円</u></p> <p>ア・イ (略)</p>
23	<p>法第18条第17項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）又は法第87条の4において準用する法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する工事完了（26の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査</p>	<p>建築設備の設置に関する工事完了通知手数料</p>	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 13,000円</p> <p>小荷物専用昇降機1基につき <u>8,600円</u></p> <p>昇降機以外の建築設備1件につき 13,000円</p>	23	<p>法第18条第17項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）又は法第87条の2において準用する法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する工事完了（26の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査</p>	<p>建築設備の設置に関する工事完了通知手数料</p>	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 13,000円</p> <p>小荷物専用昇降機1基につき <u>8,000円</u></p> <p>昇降機以外の建築設備1件につき 13,000円</p>
24	<p>法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第17項の規定に基づく工作物に関</p>	<p>工作物の築造に関する工事完了通知手数料</p>	<p>1件につき <u>9,600円</u></p>	24	<p>法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第17項の規定に基づく工作物に関</p>	<p>工作物の築造に関する工事完了通知手数料</p>	<p>1件につき <u>9,000円</u></p>

	する工事完了の通知に対する審査				する工事完了の通知に対する審査			
25	<p>法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該通知が法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。26の項において同じ。）の通知に対する審査</p>	<p>中間検査を受けた建築物の工事完了通知手数料</p>	<p>工事完了通知手数料の額は、工事完了通知1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、23の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>30平方メートル以内のもの 9,900円</p> <p>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 36,000円</p> <p>1,000平方メートルを超</p>		25	<p>法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該通知が法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。26の項において同じ。）の通知に対する審査</p>	<p>中間検査を受けた建築物の工事完了通知手数料</p>	<p>工事完了通知手数料の額は、工事完了通知1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、23の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>30平方メートル以内のもの 9,000円</p> <p>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 35,000円</p> <p>1,000平方メートルを超</p>

			<p>え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円</p> <p>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 115,000円</p> <p>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 186,000円</p> <p>50,000平方メートルを超えるもの 383,000円</p> <p>ア・イ (略)</p>			<p>え、2,000平方メートル以内のもの 47,000円</p> <p>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 110,000円</p> <p>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 180,000円</p> <p>50,000平方メートルを超えるもの 370,000円</p> <p>ア・イ (略)</p>
26	法第18条第17項の規定に基づく昇降機（法 第87条の4 に規定するものに限る。）に関する工事完了の通知に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する工事完了通知手数料	<p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 13,000円</p> <p>小荷物専用昇降機1基につき 8,400円</p>	26	法第18条第17項の規定に基づく昇降機（法 第87条の2 に規定するものに限る。）に関する工事完了の通知に対する審査	<p>中間検査を受けた昇降機に関する工事完了通知手数料</p> <p>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 12,000円</p> <p>小荷物専用昇降機1基につき 8,000円</p>
27	法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築物に関する特定工程工事終了通知手数料	<p>特定工程工事終了通知手数料の額は、特定工程工事終了1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、28の項</p>	27	法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	<p>建築物に関する特定工程工事終了通知手数料</p> <p>特定工程工事終了通知手数料の額は、特定工程工事終了1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、28の項</p>

に掲げる額の手数料を加えた額)

30平方メートル以内のもの
9,900円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
11,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
15,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
21,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
34,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
46,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
104,000円

10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの
167,000円

に掲げる額の手数料を加えた額)

30平方メートル以内のもの
9,000円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
11,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
15,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
20,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
33,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
45,000円

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
100,000円

10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの
160,000円

			50,000平方メートルを超えるもの 341,000円
28	法第18条第20項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築設備に係る特定工程工事終了通知手数料 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 12,000円 小荷物専用昇降機1基につき 8,300円 昇降機以外の建築設備1件につき 12,000円	
29	法第88条第1項において準用する法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	工作物に係る特定工程工事終了通知手数料	1件につき 9,100円
30	法第18条第24項第1号又は第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項に	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき 126,000円

			50,000平方メートルを超えるもの 330,000円
28	法第18条第20項の規定に基づく昇降機（法第87条の2に規定するものに限る。）又は法第87条の2において準用する法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築設備に係る特定工程工事終了通知手数料 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 12,000円 小荷物専用昇降機1基につき 8,000円 昇降機以外の建築設備1件につき 12,000円	
29	法第88条第1項において準用する法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	工作物に係る特定工程工事終了通知手数料	1件につき 9,000円
30	法第18条第24項第1号又は第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項に	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき 120,000円

	において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	料	
31・32	(略)	(略)	(略)
33	法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき 36,000円
34	法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき 36,000円
35	法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき 28,000円
36・37	(略)	(略)	(略)
38	(略)	(略)	(略)
39	法第48条第16項第1号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)	用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請	1件につき 87,000円

	において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	料	
31・32	(略)	(略)	(略)
33	法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき 33,000円
34	法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき 33,000円
35	法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき 27,000円
36・37	(略)	(略)	(略)
38	(略)	(略)	(略)

	む。)の規定に基づく増築、改築又は移転の特例の許可の申請に対する審査	手数料	
40	法第48条第16項第2号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の特例の許可の申請に対する審査	用途地域における建築の特例許可申請手数料	1件につき <u>92,000円</u>
41・42	(略)	(略)	(略)
43	法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき <u>36,000円</u>
44	法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき <u>36,000円</u>

39・40	(略)	(略)	(略)
41	法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき <u>33,000円</u>
42	法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき <u>33,000円</u>

<u>45</u>	(略)	(略)	(略)
<u>46</u>	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき 28,000円
<u>47・48</u>	(略)	(略)	(略)
<u>49</u>	法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円
<u>50～56</u>	(略)	(略)	(略)
<u>57</u>	法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円
<u>58</u>	法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建築	1件につき 28,000円

<u>43</u>	(略)	(略)	(略)
<u>44</u>	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
<u>45・46</u>	(略)	(略)	(略)
<u>47</u>	法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
<u>48～54</u>	(略)	(略)	(略)
<u>55</u>	法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
<u>56</u>	法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建築	1件につき 27,000円

	2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
59	(略)	(略)	(略)
60	法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円
61	法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内の建築物の容積率に関する	1件につき 28,000円

	2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
57	(略)	(略)	(略)
58	法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
59	法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内の建築物の容積率に関する	1件につき 27,000円

		る制限の適用除外に係る認定申請手数料	
6 2	法第 6 8 条の 5 の 2 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例認定申請手数料	1 件につき 28,000円
6 3	(略)	(略)	(略)
6 4	法第 6 8 条の 5 の 5 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第 2 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 28,000円
6 5	法第 6 8 条の 5 の 6 の規定に基	地区計画等の区域内の	1 件につき 28,000円

		る制限の適用除外に係る認定申請手数料	
6 0	法第 6 8 条の 5 の 2 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例認定申請手数料	1 件につき 27,000円
6 1	(略)	(略)	(略)
6 2	法第 6 8 条の 5 の 5 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第 2 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27,000円
6 3	法第 6 8 条の 5 の 6 の規定に基	地区計画等の区域内の	1 件につき 27,000円

	づく建築物の建蔽率の特例の認定の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例認定申請手数料	
<u>66</u>	(略)	(略)	(略)
<u>67</u>	法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき <u>108,000円</u>
<u>68</u>	(略)	(略)	(略)
<u>69</u>	法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては <u>82,000円</u> 、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>82,000円</u> に2を超える建築物の数に <u>29,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
<u>70</u>	法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請手数料	1件につき 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては <u>82,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>82,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>29,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
<u>71</u>	法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等によ	一団地内に建築される1又は2以上の構えを	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては23

	づく建築物の建蔽率の特例の認定の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例認定申請手数料	
<u>64</u>	(略)	(略)	(略)
<u>65</u>	法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき <u>105,000円</u>
<u>66</u>	(略)	(略)	(略)
<u>67</u>	法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては <u>78,000円</u> 、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>78,000円</u> に2を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
<u>68</u>	法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請手数料	1件につき 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては <u>78,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>78,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
<u>69</u>	法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等によ	一団地内に建築される1又は2以上の構えを	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては23

	る制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	8,000円に2を超える建築物の数のに <u>29,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
<u>72</u>	法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	1件につき 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数のに <u>29,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
<u>73</u>	法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	1件につき 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては <u>82,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>82,000円</u>

	る制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	8,000円に2を超える建築物の数のに <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
<u>70</u>	法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	1件につき 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数のに <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
<u>71</u>	法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	1件につき 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては <u>78,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>78,000円</u>

	対する審査		に1を超える建築物の数に 29,000円 を乗じて得た額を加算した額
7.4	法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は同条第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可申請手数料	1件につき 建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に 29,000円 を乗じて得た額を加算した額
7.5	法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消しの申請手数料	1件につき 6,900円 に現に存する建築物の数に 13,000円 を乗じて得た額を加算した額
7.6	法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認	一団地 の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又	1件につき 28,000円

	対する審査		に1を超える建築物の数に 28,000円 を乗じて得た額を加算した額
7.2	法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は同条第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可申請手数料	1件につき 建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に 28,000円 を乗じて得た額を加算した額
7.3	法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消しの申請手数料	1件につき 6,400円 に現に存する建築物の数に 12,000円 を乗じて得た額を加算した額
7.4	法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認	1団地 の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又	1件につき 27,000円

	定の申請に対する審査	は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
77	法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて 増築等を含む 工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて 増築等を含む 工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	1件につき 28,000円
78	法第86条の8第3項 (法第87条の2第2項において準用する場合を含む。) の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行うことについての認定を受けた当該2以上の工事の全体計画	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う認定を受けた当該2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料	1件につき 28,000円

	定の申請に対する審査	は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
75	法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	1件につき 27,000円
76	法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行うことについての認定を受けた当該2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う認定を受けた当該2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料	1件につき 27,000円

	の変更に関する 認定の申請に対 する審査		
<u>79</u>	<u>法第87条の2 第1項の規定に 基づく既存の一 の建築物につい て2以上の工事 に分けて用途の 変更に伴う工事 を行う場合の当 該2以上の工事 の全体計画に関 する認定の申請 に対する審査</u>	<u>既存の一の 建築物につ いて2以上 の工事に分 けて用途の 変更に伴う 工事を行う 場合の当該 2以上の工 事の全体計 画に関する 認定申請手 数料</u>	<u>1件につき 28,000円</u>
<u>80</u>	<u>法第87条の3 第5項の規定に 基づく建築物の 用途を変更して 一時的に興行場 等として使用す る場合の制限の 緩和に係る許可 の申請に対する 審査</u>	<u>建築物の用 途を変更し て一時的に 興行場等と して使用す る場合の制 限の緩和に 係る許可申 請手数料</u>	<u>1件につき 108,000円</u>
<u>81</u>	<u>法第87条の3 第6項の規定に 基づく建築物の 用途を変更して 一時的に特別興</u>	<u>建築物の用 途を変更し て一時的に 特別興行場 等として使</u>	<u>1件につき 195,000円</u>

	行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	
82	令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	1件につき 28,000円

(17) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1・2	(略)	(略)	(略)
3	法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物については第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法 第87条の4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同

77	令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	1件につき 27,000円

(17) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1・2	(略)	(略)	(略)
3	法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物については第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法 第87条の2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同

			表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額) (1)・(2) (略)
4	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法 第87条の4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額) (1)・(2) (略)
5・6	(略)	(略)	(略)

備考

1～8 (略)

(18) (略)

			表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額) (1)・(2) (略)
4	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法 第87条の2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額) (1)・(2) (略)
5・6	(略)	(略)	(略)

備考

1～8 (略)

(18) (略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表、2 閲覧手数料の部の改正規定 平成31年4月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条本文に規定する政令で定める日